

# 横浜市立川和東小学校 いじめ防止基本方針

「だれもが 安心して 豊かに 生活できる 学校を目指して」

改定日 令和4年3月22日

## ○ いじめ防止に向けた学校の考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

### ◆いじめの未然防止

人権尊重の精神を基盤とした授業づくり～ 一人ひとりが「わかる」授業づくり  
人権週間の取組

みんなのことを大切にする心情 ～ 異学年交流の充実、学校行事への取組  
「横浜こども会議」の取組

自己有用感・自尊感情を育てる ～ 「社会的スキル」プログラムの実施

### ◆早期発見・早期対応

学年・学校全体のチーム力の向上 ～ 一人ひとりをよく見とり、情報を共有  
月1回の「ゆうゆうアンケート」の実施  
教育相談：家庭訪問（5月）個人面談（9・12月）

教職員研修、外部機関との連携 ～ 北部地域療育センター、SC、SSW など  
専門機関との連携  
情報モラルに関する特別授業の実施

### ◆適切な対応・措置

学校・家庭との連携 ～ 被害・加害それぞれの児童・家庭との連携・支援

外部機関との連携 ～ 警察署・専門機関からの支援

## ○ 組織の設置及び組織的な取り組み

「いじめ防止対策委員会」…毎月1回と事案発生時に開催。（管理職・教務主任・児童支援専任・  
養護教諭・児童指導代表・特別支援コーディネーター・該当学年）

※ケースに応じて、SC、SSWの参加を求める。 ※月1回企画会議、職員会議で状況の報告

※いじめ防止に関わる研修会の開催（年間2回程度予定）

※年度末にかけて、活動の振り返りおよび次年度の活動方針を決定

## ○ 重大事態への対処

【連携】重大事態が疑われる場合は、直ちに北部教育事務所に連絡。連携しながら対応します。

【対応】「いじめ防止対策委員会」を中核として、基本対応を行います。

その過程で必要に応じてSC、SSW等関係機関の協力を要請します。

【報告】再発防止も視点においた対処方法を提示し、北部教育事務所や保護者に連絡します。

## ○ その他

・毎年、3月のいじめ防止対策委員会で点検を行い、いじめ防止基本方針を見直し改定します。